

## 岡山市事業承継支援補助金交付要綱

制定 令和2年9月4日

改正 令和3年12月21日

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 本市内において優れた経営資源を持ちながら後継者問題等の課題を抱える中小企業の事業を継続させ、技術・サービスや雇用の喪失を防ぐとともに、地域経済の活性化を促進するため、予算の範囲内において岡山市事業承継支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者

(2) 大企業者 中小企業者以外の事業者

(3) みなし大企業者 次のいずれかに該当する中小企業者

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有している企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している企業者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業者

(4) 専門事業者 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A 仲介業者等事業承継若しくは M&A に関するコンサルティング又はマッチング支援等を業務として行う事業者をいう。

(5) M&A 企業の既存経営資源を活用することを目的に企業や事業の経営権を移転する取引をいう。ただし、資本・資産などの取引を伴わない業務提携等を除く。

(6) 事業承継計画 中長期の経営計画に、事業承継の時期、課題項目、具体的な対策を盛り込んだものの

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げる事業であって、補助金の交付申請時において開始していないものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

(1) 本店登記が本市内にある（個人にあっては本市内に住民登録を行っている）中小企業者であること。

(2) 別表第2に掲げる業種に属する事業を営む者であること。ただし、別表第3に掲げる業種に属する事業を営む者を除く。

(3) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。

(4) 確定申告を一期以上行っており、市税を滞納していないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア みなし大企業者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に

規定する業種を営む者

ウ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団

エ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員

オ 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有しているもの

カ 市長が不相当と認めるもの

（補助金の交付の制限）

第5条 同一の補助事業者について、別表第1の補助事業について交付を受けた年度の翌年度は交付対象としない。

2 国、岡山県その他の団体の補助金を受ける事業について、同一内容の補助対象経費に関しては補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象とある経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の第2欄に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

（1） 専門事業者に対する顧問料等

（2） 官公庁等の手続及び書類作成に係る費用、個別具体的な案件に関する訴訟又はトラブル対応に係る費用並びに M&A 等に係る費用

（3） 事業承継計画の作成を伴わない企業のホールディングス化及び持株会の構築等に係る費用

2 補助対象経費は、証拠書類等により金額・支払等が確認できる経費に限り、消費税及び地方消費税相当額を除く。

（補助金額）

第7条 補助金の額は、別表第1の第2欄に定める補助対象経費の額に、同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額とし、同表第4欄に定める額を上限とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付申請は、岡山市事業承継支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出して行わなければならない。

（1） 役員等氏名一覧表（様式第2号）

（2） 補助事業計画書（様式第3号）

（3） 必要経費及びその内訳がわかる書類（見積書の写し等）

（4） 市税の滞納無証明書

（5） 法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）及び確定申告書の写し、個人事業主にあつては、確定申告書の写し

（6） 債権者登録申請書（未登録の場合）

（7） その他市長が必要と認める書類

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めたときは、岡山市事業承継支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

る。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の計画を変更(市長の定める軽微な変更に係るものを除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業費の20%を超える増減

(2) 補助金交付決定額の変更

(状況報告)

第11条 市長は、補助事業の適性を期すため必要があると認められるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類やその他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の調査により、規則及びこの要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第12条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 補助事業に係る契約関係及び経費支出の証拠書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡山市事業承継支援補助金確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に対し通知するものとする。

(請求)

第15条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、岡山市事業承継支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(関係書類の整備等)

第16条 補助事業者は、第13条に規定する書類のほか、補助金についての経理を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、補助事業完了後も補助事業者に対し必要な指示を行い、又は報告を求めることができるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。令和3年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第6条、第7条関係）

補助事業名	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
事業承継の戦略策定事業	事業承継に係る以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期診断、</li> <li>・ 課題分析</li> <li>・ コンサルティング、</li> <li>・ 事業承継計画の作成</li> <li>・ 企業価値の算出に係る経費</li> </ul>	2 / 3	100万円

別表第2（第4条関係）

<p>日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次に掲げる業種。（カッコ内の英字・数字は分類符号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（C）鉱業、採石業、砂利採取業、（D）建設業、（E）製造業</li> <li>（F）電気・ガス・熱供給・水道業、（G）情報通信業、</li> <li>（H）運輸業、郵便業、（I）卸売業、小売業</li> <li>（J）金融業・保険業</li> <li>（K）不動産業、物品賃貸業、（L）学術研究、専門・技術サービス業</li> <li>（M）宿泊業、飲食サービス業、（N）生活関連サービス業、娯楽業</li> <li>（O）教育、学習支援業</li> <li>（P）医療・福祉、（Q）複合サービス事業</li> <li>（R）サービス業（他に分類されないもの）</li> </ul>
--

別表第3（第4条関係）

<p>日本標準産業分類による次に掲げる業種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（7291）興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）</li> <li>（7999）易断所、観相業、相場案内業、（803）競輪・競馬等の競走場、競技団</li> <li>（8094）芸ぎ業、（8096）場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業</li> <li>（9299）集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）</li> <li>（93）政治・経済・文化団体、（94）宗教、（95）その他のサービス業、（96）外国公務</li> </ul>
---